

ケースに学ぶインサイダー取引規制対応と 情報管理・規程整備のポイント

- 日 時 2017年10月3日(火) 13:30~17:00
- 会 場 東京・麹町 企業研究会『セミナールーム』
- 講 師 滝 琢磨氏 TMI 総合法律事務所 パートナー 弁護士

2007年弁護士登録・TMI 総合法律事務所勤務、2010年金融庁総務企画局市場課勤務、2013年TMI 総合法律事務所復帰、2016年TMI 総合法律事務所パートナー就任。

金融庁総務企画局市場課への出向経験を踏まえ、インサイダー取引規制や金融商品取引業者等に対する業規制に関する相談を多数行う。その他の取扱業務は、インフラファンド、再生可能エネルギー、不動産ファイナンス、REIT、M&A、LBOファイナンス、保険等。出版物は、『ジュリスト増刊 実務に効く 企業犯罪とコンプライアンス 判例精選』有斐閣(2016年)、『金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成25年法律第45号)の概要』金融財政事情研究会(2014年)、『平成25年インサイダー取引規制の見直しとM&A実務における留意点』MARR2014年2月特大号(232号)、『公募増資に関連したインサイダー取引事案等を踏まえた対応』旬刊商事法務10月25日号(2012号)、『AIJ事案を踏まえた資産運用規制の見直し』旬刊商事法務9月5日号(2008号)等がある。

●プログラム●

【開催趣旨 一滝講師からのメッセージ】

上場会社か否かを問わず、会社やその他の団体に所属する役員がインサイダー取引を起こした場合は、その役員個人に甚大な影響が生じることはもちろんですが、会社等においても、当局等の調査対応が必要になるほか、報道等を通じてレピュテーションに大きな悪影響が生じてしまうことがあります。インサイダー取引の課徴金事案の件数は高止まりしており、証券取引等監視委員会も、中期活動方針の中で「国内外の不正取引等の個別事案がより大型化・複雑化している中で、課徴金制度を積極的に活用し、不正取引等に対する検査・調査を迅速かつ効率的に行う」と表明しています。

こうしたことを踏まえると、いかなる会社等もインサイダー取引の未然防止を経営上の重要な課題の一つとして位置付け、積極的に内部態勢を整備することが求められます。

本セミナーでは、金融庁にてインサイダー取引規制の立案や課徴金事案の処理に長く携わり、また、弁護士として多数のインサイダー取引事案への対応に関与した講師が、社内でインサイダー取引を起こさないためのポイントなどについて、具体例を交えながら、図表等を用いて分かり易く整理し解説します。この機会に是非、本セミナーの受講をお薦めいたします。

1. インサイダー取引規制のおさらい

- (1) インサイダー取引規制
- (2) 情報伝達・取引推奨規制
- (3) 近時の違反事例等

2. インサイダー取引を起こさないポイント

- (1) 社内規程の整備
- (2) 情報管理
- (3) 取引管理
- (4) 研修・教育
- (5) グループ会社の管理

3. インサイダー取引が起きた場合の 注意ポイント

- (1) 有事対応
- (2) 再発防止

<質疑応答> 個別のご質問ご相談にも対応致します。

●参加要領●

●受講料：1名(資料代含む)

正会員	31,320円	一般	34,560円
-----	---------	----	---------

[本体価格 29,000円 本体価格 32,000円]

* 会員企業一覧は以下の当会のホームページにて、ご確認いただけます。http://www.bri.or.jp

申込書に所定事項ご記入の上、下記担当者あて FAX または E-mailにてお送りください。受講票・会場略図・請求書をお送り致します(開催の1週間前)。

● 最少催行人数に満たない場合は、中止とさせていただきますので、ご了承下さい。

●申込先

一般社団法人 企業研究会 経営管理研究グループ
担当) 居代 E-mail: ishиро@bri.or.jp

〒102-0083 千代田区麹町 5-7-2

TEL 03-5215-3516 / FAX 03-5215-0951

171531-0303		17.10.3 ケースに学ぶインサイダー取引規制対応と～	
社名			
住所	〒		
TEL	FAX		
部課 役職		フリガナ お名前	
e-mail			
部課 役職		フリガナ お名前	
e-mail			

★ FAXでお申込の際、「0(ゼロ)発信のFAX機」をご使用の場合は、必ず「0」を押してから、番号入力をお願い致します。(別番号への誤送信にご注意ください。)